

平成 27 年第 2 回小城市議会定例会提案理由
(平成 27 年 6 月 1 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 27 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 45 号から議案第 47 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 45 号 小城市税条例等の一部を改正する条例につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、小城市税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、個人住民税における住宅ローン控除の適用期限を延長するほか、ふるさと納税の特例控除額の上限を拡充するとともに申告手続を簡素化することなどの改正でございます。

また、固定資産税の負担調整措置について現行の仕組みを 3 年間延長することや平成 26 年 6 月議会において御審議いただきました軽自動車税の引き上げにつきましても、二輪車等の適用開始を 1 年間延長するもの等

でございます。

これらを規定した地方税法等の一部を改正する法律が、平成 27 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日から施行されることに伴い、小城市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、議案第 46 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部が改正されたことにより、小城市国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の保険税の軽減を拡充するものでございます。

次に、議案第 47 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算（第 10 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,074 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 215 億 1,102 万円といたしましたものでございます。

補正の主な内容は、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等の額の確定により財政調整基金及び減債基金からの繰入金を減額し、あわせて、歳出予算において、減債基金への積立金を計上いたしましたもの等でございます。

以上の3議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、議案第45号及び議案第46号につきましては、3月31日付け、議案第47号につきましては3月30日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第48号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、合併時の平成17年3月1日付けで施行された「地域審議会の組織及び設置に関する協議」に規定する地域審議会の設置期間が平成27年3月31日をもって終了したことに伴いまして、地域審議会委員の報酬に関する規定を削除する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第49号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、国民健康保険法の一部が改正されること等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、特定健診事業の根拠法の条ずれの改正でございます。

次に、議案第50号 小城市手数料徴収条例の一部を

改正する条例でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を徴収するため、また、個人番号カードの交付開始に伴い住民基本台帳カードの交付が終了するため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 51 号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてでございますが、伊万里市を佐賀県市町総合事務組合の交通災害共済に関する事務の共同処理に参加させるため、規約の変更が必要であり、地方自治法第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 52 号 小城市まちなか市民交流プラザの指定管理者の指定についてでございますが、平成 27 年 10 月から平成 30 年 3 月までの 2 年 6 ヶ月間、株式会社まちづくり小城 を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 53 号 小城市固定資産評価員の選任に

ついてでございますが、4月の人事異動により前任の評価員が辞職したため、後任の評価員を選任いたしたく地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案につきましてご説明申し上げます。

議案第54号 平成27年度小城市一般会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,826万6千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ205億2,046万6千円とするものでございます。

第2表 債務負担行為補正は、まちなか市民交流プラザ指定管理料の期間及び限度額を定めるものでございます。

第3表 地方債補正は、中学校施設整備事業について小城中学校と牛津中学校分の借入限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第2款 総務費では、市民団体などが地域の活性化を図る「地方創生チャレンジ交付金事業」のほ

か「コミュニティセンター助成事業」などの経費を計上しております。

第3款 民生費では、国の生活保護制度改正に伴う「セーフティネット支援対策事業」などの経費を計上しております。

第6款 農林水産業費では、「青年就農給付金事業」を計上しております。

第8款 土木費では、下水道特別会計への繰出金を計上しております。

第9款 消防費では、コミュニティセンター建設に伴う「防災対策事業」を計上しております。

第10款 教育費では、「放課後児童健全育成事業」のほか、子どもたちに安全を守るための能力を身につけさせる「実践的安全教育総合支援事業」や「一般コミュニティ助成事業」などを計上しております。

第14款 予備費は、通常予算額の3千万円にするため、減額して計上をしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入の主なものは、諸収入、各種事業に伴う国・県支出金及び市債の増のほか、財源調整のための財政調整基金繰入金などによるものでございます。

議案第55号 平成27年度小城市下水道特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ244万6千円を追加し、補正後の

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 3,353 万円とする
ものでございます。

補正の内容は、清水・原田処理区、牛津処理区、芦
刈処理区における修繕料に係る経費を計上するもので
ございます。

続きまして、報告第 1 号から報告第 4 号まで一括し
てご報告申し上げます。

まず、報告第 1 号 平成 26 年度小城市一般会計継続
費繰越計算書でございますが、中心市街地活性化事業
（まちなか市民交流プラザ建設分）から牛津公民館等
改修事業までの 3 事業について、平成 27 年度へ繰り越
しましたので、地方自治法施行令第 145 条 1 項の規定
により報告するものでございます。

繰越額につきましては、中心市街地活性化事業（ま
ちなか市民交流プラザ建設分）16 億 1,216 万 4,800 円、
スマートインターチェンジ整備事業 909 万 9,722 円、
牛津公民館等改修事業 4 万 4,040 円でございます。

報告第 2 号 平成 26 年度小城市一般会計繰越明許費
繰越計算書でございますが、平成 26 年度の補正予算第
8 号及び第 9 号でご承認いただきました、広報事業か
ら農地及び農業用施設災害復旧費までの全 11 事業の総
額 2 億 8,315 万 2 千円を平成 27 年度に繰り越しました

ので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

報告第 3 号 平成 26 年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

公共下水道事業費の三日月及び小城処理区事業費の繰越明許費につきましては、平成 26 年度小城市下水道特別会計補正予算第 4 号において、ご承認いただいたものでございます。

以上の 2 事業につきまして、平成 27 年度に支払う予定となる額を、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

繰越額につきましては、三日月処理区事業費 9,780 万円小城処理区事業費 1,000 万円をそれぞれ繰り越すものでございます。

報告第 4 号 平成 26 年度小城市一般会計事故繰越し繰越計算書でございますが、芦刈小学校の校舎改築完了に伴い、農地を借地し工事用道路として利用しておりました道路を撤去し農地に復旧する工事において、農地の仕上げを行う時期に雨が降り、作業が出来ない期間が発生したことにより年度内に工事完了ができなくなり、急きょ繰越をしたものでございます。

次に、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につ

いてでございますが、人権擁護委員の持永^{もちなが}逸子^{いつこ}氏が、平成27年2月28日をもって辞任されたので、後任の人権擁護委員として、松尾^{まつお}節子^{せつこ}氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次に議案第56号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第56号 平成27年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,461万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億363万円といたしたものでございます。

補正の内容は、平成26年度小城市国民健康保険特別会計の決算で歳入が不足することから、平成27年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

この議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、5月29日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、平成 27 年度市営住宅建替事業（仮称）牛津団地 1 号棟建築工事でございます。

市営住宅（仮称）牛津団地につきましては平成 26 年度で実施設計を終え、平成 27 年度より建築工事に着手するものでございます。

今回提案しております工事は、計画しております住宅、鉄筋コンクリート造 4 階建て 2 棟（80 戸）のうち、南側 1 号棟（32 戸）の建築工事でございます。

契約の方法は、条件付き一般競争入札による契約で、契約の金額は 4 億 6,656 万円、契約の相手方は服巻^{はらまき}・岡本建設共同企業体 代表者 服巻^{はらまき}建設株式会社 代表取締役 松尾裕之^{まつおひろゆき}でございます。

工期は、契約締結の日から平成 28 年 3 月 18 日までを予定しております。

次に、報告第 5 号 平成 26 年度一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、本報告は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づくものでございます。

平成 26 年度の事業につきましては、「市民スポーツ活動の充実」、「競技力向上の推進」、「協会組織の体制強化」の 3 つの基本方針を掲げ、小城市や加盟団体等との連携のもと、スポーツ活動の普及及び振興、並びに競技力の向上に努められました。

昨年度は、2 月に行われた第 55 回県内一周駅伝大会

におきましては、3年連続4回目の総合優勝という輝かしい結果を残すことができております。

財団の収支状況でございますが、収入に関しましては事業収益、補助金等など、合計6,903万4,992円となっております。また、支出に関しましては、選手派遣費などの事業費、並びに事務局運営費を含む管理費などで、合計6,826万2,412円となっております。

平成26年度の正味財産は、77万2,580円の増額、期末残高は1,202万7,815円となっております。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。